

○長野県警察指定被害者支援要員制度運用要綱の制定について

平成12年3月9日
例規第5号県警察本部長
部・課（隊）長
警察学校長
警察署長

被害者対策の推進については、各種施策を推進し、組織の総力を挙げて取り組んでいるところであるが、被害発生直後における被害者等の支援活動をより一層充実させるため、次のとおり長野県警察指定被害者支援要員制度運用要綱を制定し、平成12年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

長野県警察指定被害者支援要員制度運用要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する被害発生直後の精神的支援を適正に推進するため長野県警察指定被害者支援要員制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 支援体制

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、次の体制により被害者等に対する支援活動（以下「被害者支援活動」という。）を組織的かつ効果的に推進するものとする。

(1) 総括責任者

被害者支援活動を総括するため総括責任者を置き、警察署の副署長又は次長及び高速道路交通警察隊の副隊長の職にある者をもって充てる。

(2) 実施責任者

被害者支援活動の実施状況の管理及び指導を行うため実施責任者を置き、警察署の事件主管課長及び高速道路交通警察隊の分駐隊長の職にある者をもって充てる。

(3) 支援責任者

総括責任者を補佐し、被害者支援活動に関する企画、教養、関係機関・団体との連携等を行うため支援責任者を置き、警察署の総務課長及び高速道路交通警察隊の総務係長の職にある者をもって充てる。

(4) 指定被害者支援要員

被害者支援活動を実施するため指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）を置く。

(5) 被害者支援係

被害者支援係を置く警察署にあっては、係員は支援責任者の指示を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 犯罪被害発生報告書の作成及び送付（犯罪被害者等給付金に関する事務取扱規程（昭和62年長野県公安委員会規程第2号。イにおいて「規程」という。）第4条関係）

イ 裁定申請書の受理（規程第5条関係）

ウ 被害者等からの照会等に対する対応（照会等の内容が事件主管係において対応すべきものを除く。）

エ 支援要員の運用把握、結果集約及び報告

オ 被害者支援地域ネットワーク等関係機関・団体との連携

カ 被害者支援活動に関する署員への教養の企画立案

キ 重要事件発生時の緊急被害者支援

第3 対象事件

指定被害者支援要員運用対象事件（別表第1）に定める事件のうち、被害者等の精神状況、事件の軽重及び性質、社会的反響等から判断し、支援要員による支援が必要と署長等が認める事件を対象とする。

第4 支援要員の指定

- 1 署長等は、警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある警察行政職員のうちから、被害者支援活動に適任と認められる者を支援要員に指定し、所属の職員に周知するものとする。
- 2 支援要員は、原則として、警察署にあっては事件捜査を担当する係及び女性の警察職員からそれぞれ1名以上、高速道路交通警察隊にあっては分駐隊の班ごとに1名以上を指定するものとする。ただし、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の実情により、他の係又は班の警察職員を指定しておく必要があると署長等が判断した場合には、その者についても指定できるものとする。
- 3 署長等は、支援要員が人事異動、疾病その他やむを得ない事情により任務を遂行することが適当でないと認めるときは、その者の指定を解除することができる。

第5 対象事件認知時の措置

- 1 署長等は、第3に規定する対象事件を認知したときは、支援要員のうちから当該事件の被害者支援活動に最も適している者を当該被害者等の支援要員に指名するものとする。
- 2 当直体制時の支援要員の指名に当たっては、支援要員として指定されている当直勤務員又は自宅待機を指定されている支援要員を指名するなど、警察署等の実情に応じ、支援要員の指名を行うものとする。
- 3 署長等は、事件の内容、捜査の進展状況等を考慮し、必要があると認めるときは、指名した支援要員を変更することができる。

第6 支援要員の実施事項

- 1 指名を受けた支援要員は、被害者支援実施事項（別表第2）に掲げるもののうち、署長等が必要と認める事項を実施するものとする。
- 2 支援要員は、連絡担当者（被害者連絡制度運用要綱の制定について（令和5年7月13日例規第22号）に規定する連絡担当者をいう。以下同じ。）との連携を密にし、被害者等への必要な支援を終了したときは、被害者等の状態、被害者等への支援措置等を当該連絡担当者に確実に引き継ぐものとする。
- 3 支援要員は、被害者等に対する支援を行ったときは、指定被害者支援要員運用状況報告書（様式第2号）の被害者支援実施チェック票を作成し、実施責任者及び総括責任者を經由して、署長等に報告するものとする。

第7 支援期間等

- 1 支援要員が被害者等を支援する期間は、原則としておおむね1週間程度とする。ただし、署長等は、事件の内容、被害者等の意向、精神状態等を考慮し、支援期間の延長、短縮又は打ち切りをすることができる。
- 2 署長等は、いったん支援を終了した後、再び支援要員による支援活動の必要を認めるときは、被害者等に対する支援を再開することができるものとする。

第8 被害者等の要望に沿った支援活動の推進

被害者支援活動の実施に当たっては、被害者等の要望、個々の事案の実情等を正確に把握し、支援要員の積極的な活用を図ること。また、支援内容、支援方法、支援期間等については、被害者等の意向を最大限に尊重し、適切な被害者支援を推進すること。

第9 関係機関との連携

- 1 署長等は、本制度への理解と協力が得られるよう、平素から、警察署単位の被害者支援ネットワーク等の関係機関・団体との良好な関係の保持に努めるとともに、被害者支援活動に当たっては積極的な連携を図ること。
- 2 専門機関による支援が必要と認められる場合には、被害者等の心情に配慮し、その要望を踏まえたうえで専門機関を紹介するなど、被害者等への支援が迅速かつ適切に行われるよう指導及び教養に努めること。

第10 他署管内に係わる事案の措置

- 1 支援要員による支援を必要とする被害者等が、他署管内の病院に入院し、又は居住しているなどで、当該事件を捜査する警察署の支援要員をもって支援することが困難な特別の事情が生じた場合には、当該被害者支援活動に関し、警察本部事件主管課及び関係警察署と協議し、支援の方針を速やかに決定するものとする。
- 2 他署へ引継ぎを行う場合には、被害者支援実施チェック票等の関係書類を確実に引き継ぐとともに、必要により以後の連携を密にすること。

第11 大規模事件発生時の措置

警察本部長は、被害者支援体制を設ける必要のある大規模な事件が発生し、当該事件を主管する署長等から応援要請があったときは、他の所属の被害者支援係員又は支援要員を派遣するものとする。

第12 報告

- 1 署長等は、支援要員を指定したときは、指定被害者支援要員名簿（様式第3号）により、警務部警務課長を経て警察本部長に報告すること。
- 2 署長等は、支援要員による支援を実施した場合には、原則として支援を開始して1週間を経過した時点で、指定被害者支援要員運用状況報告書により、本部事件主管課長を経由して警察本部長に報告すること。ただし、効果的事例、被害者支援に関する問題事案、本部主管課と協議を必要とする事案等についてはその都度とし、運用期間が長期にわたるときは適宜の時点において報告を行うものとする。
- 3 本部事件主管課長は、2の報告書の送付を受けたときは、警務部警務課長に報告書の写しを送付するものとする。

別表・様式 （略）